

平成31年3月20日
総務文教委員会資料
教育委員会

目 次

〔 報告事項 〕

- 1 富山市教育大綱及び第2期富山市教育振興基本計画について
[教育総務課] …… 1頁
- 2 天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画について
[科学博物館] …… 2頁

富山市教育大綱及び第2期富山市教育振興基本計画について

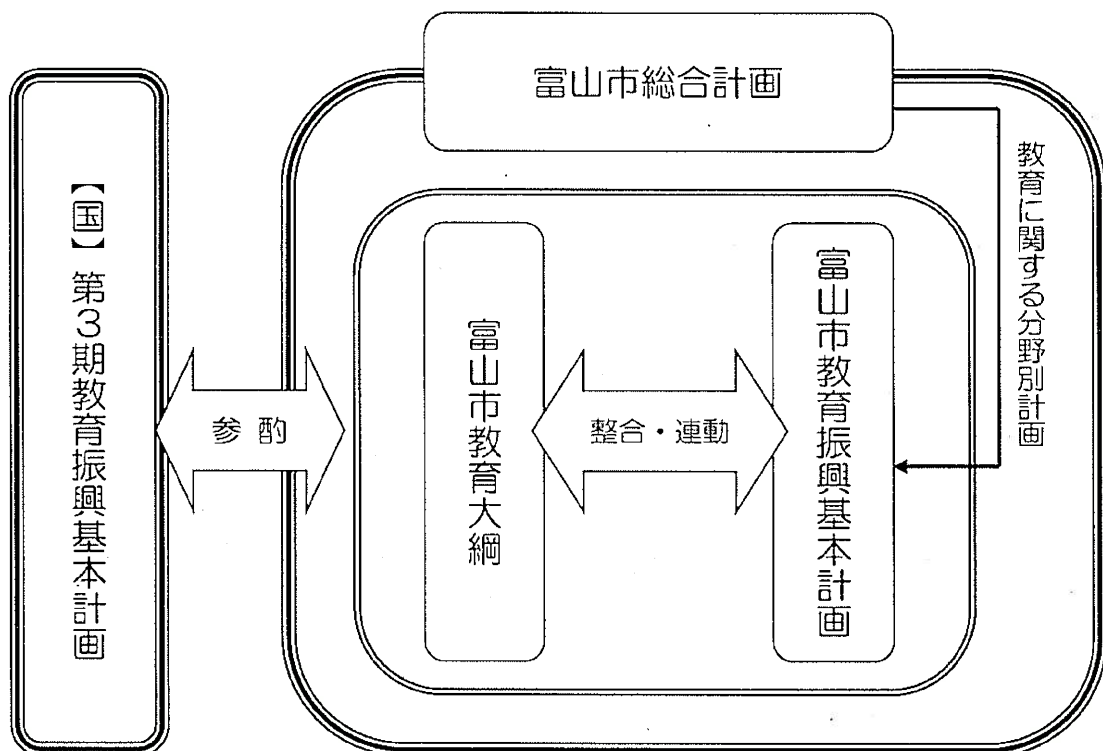
【教育総務課】

1 趣 旨

富山市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき策定する、本市教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」となる。

第2期富山市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定する、本市教育の振興のための施策に関する「基本的な計画」となる。

これまでの富山市教育大綱及び富山市教育振興基本計画の対象（計画）期間が平成30年度末までであることから、昨年6月に示された国の第3期教育振興基本計画を参酌し、互いに整合性、連動性を図り、新たに富山市教育大綱及び第2期富山市教育振興基本計画を策定したものの。



2 対象（計画）期間

平成35年度までの5年間

天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画について

【科学博物館】

1 基本計画策定の経緯

平成9年に現在地（三熊地内）に移転した天文台は、1m望遠鏡等の老朽化や、アクセス面等の立地条件に起因した来観者の減少が見られる状況にあり、市民がいつでも気軽に楽しめる天体学習環境の構築が課題となっている。また、科学博物館のプラネタリウム設備も、経年劣化が進むとともに多目的な利用を期待する近年の市民ニーズに対応しきれないことから、より本物に近い星空投影と様々な空間活用を可能にする設備への更新が求められている。

これらのことから、新たな天体観察室設置・プラネタリウム更新の検討を進めるため、基本計画を作成したものの。

2 内容

(1) 天体観察機能のまちなかでの再構築

市民がいつでも気軽に訪れることができるまちなかに天体観察室を設置するため、城南公園及び城址公園内の4地点で観察性能等の設置可能性調査を行い、検討を進めた。

(2) プラネタリウム機能の充実

市民が美しい星空や宇宙に親しみ学習する機会をこれまで以上に充実させるため、光学式投映機の導入やステージ機能の強化等、多様な利用法を持つプラネタリウムへの機能充実を図る。

3 事業推進計画

年度	プラネタリウム更新	天体観察室設置
2018	天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画 策定	
2019 ～	先進事例調査 ▼ 設備設計 ▼ 施工 ▼ オープン・運用開始	設置場所の選定 ▼ 建築設計 ▼ 設備設計 ▼ 施工 ▼ オープン・運用開始

富山市教育大綱

平成31年2月

富 山 市

目 次

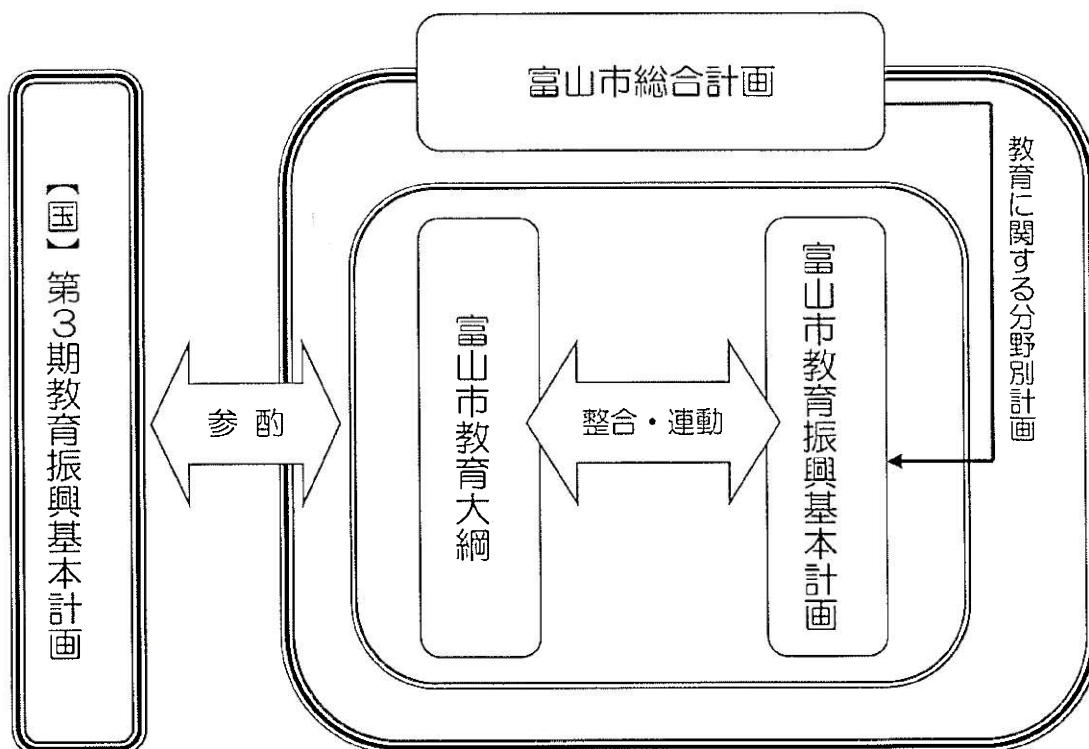
	頁
1 大綱の策定について	1
(1) 大綱の位置づけ	1
(2) 大綱の対象期間	1
(3) 大綱の構成	1
2 基本的な方針	2
○教育目標	2
○基本的な方向及び基本施策	2
(1) 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	2
① 確かな学力の定着	2
② 豊かな心の育成	2
③ 健やかな体の育成	2
④ 社会で生きる実践力の育成	3
⑤ 教員の資質能力向上	3
⑥ 幼児教育の充実	3
⑦ 外国語教育の充実	3
⑧ 家庭の経済状況や地理的条件への対応	3
⑨ 特別支援教育の充実	3
⑩ 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実	3
⑪ 私学の振興	4
(2) 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	4
⑫ 質の高い学校教育環境の整備	4
⑬ 安心・安全な学校教育環境の整備	4
(3) 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	4
⑭ 家庭における教育力の向上	4
⑮ 学校・家庭・地域との連携	4
(4) 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	5
⑯ 高等教育の充実	5
⑰ 生涯学習活動の充実	5
⑱ 生涯学習活動拠点の充実	5
⑲ 文化遺産等の保全・活用	6

1 大綱の策定について

(1) 大綱の位置づけ

富山市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定する、本市教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」となるものです。

大綱の策定にあたっては、国の第3期教育振興基本計画を参酌し、「富山市総合計画」の分野別計画と位置づけている「富山市教育振興基本計画」との整合性、連動性を図ることとしております。



(2) 大綱の対象期間

今回策定する大綱の対象とする期間は、「策定の日から平成35年度までのおおむね5年間」とします。

(3) 大綱の構成

大綱の「基本的な方針」については、教育目標及び「4の基本的な方向」と「19の基本施策」により構成しています。

2 基本的な方針

○ 教育目標

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

○ 基本的な方向及び基本施策

(1) 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成

子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育が行われること

① 確かな学力の定着

- ・ 「社会に開かれた教育課程」、「育成を目指す資質・能力の明確化」、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進」等の新学習指導要領の趣旨を各学校に周知し、着実に実施することにより、新しい時代に求められる資質能力を育成します。
- ・ 本市独自の学力調査の実施による教育指導の検証、小・中学校の連携による学力向上の推進、理科教育の充実などを通して、子どもたち一人ひとりの学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組むことで、確かな学力の定着を図ります。

② 豊かな心の育成

- ・ 道徳教育の推進や自然体験活動・社会体験活動の充実による豊かな体験を通じた実感を伴う学習を進めることにより、規範意識や公共心を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心、感動する心を持った豊かな人間性を育みます。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談員を配置するとともに、子どもたちや教職員の一層の人権意識の高揚を図り、いじめや不登校、児童虐待の未然防止及び早期発見・即時対応に取り組みます。

③ 健やかな体の育成

- ・ 運動習慣の定着による体力の向上や食育指導の充実による食の理解を

推進するとともに、生活習慣病の予防を図ることにより、子どもたちの健やかな体を育成します。

④社会で生きる実践力の育成

- ・ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業などのキャリア教育の推進を通して、子どもたちが規範意識や社会性を高めながら、自らの個性や課題を理解し、自己の人生を切り拓いていく力の育成を図ります。

⑤教員の資質能力向上

- ・ 優れた教育理念や指導技術の継承、今日的な教育課題に対応した実践力や指導技術の向上、小学校外国語教育充実のための教員の海外派遣など、教職員研修のさらなる充実を通して、教員の資質の向上を図ります。
- ・ ICTの効果的な活用を通して、授業の質を向上させるとともに、教員の校務負担を軽減し、子どもと向き合う時間のさらなる確保を図ります。

⑥幼児教育の充実

- ・ 園児一人ひとりの具体的な指導の実践や子育て支援事業の充実を通して、子どもたちの発達に即した幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、多様な経験による心身の調和の取れた発達を促すことにより、幼児教育の充実を図ります。

⑦外国語教育の充実

- ・ ALTや国際交流推進員の活用により、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解の推進を図ります。

⑧家庭の経済状況や地理的条件への対応

- ・ 経済的困難を抱える家庭に対しての就学援助や、学校の統合等により、遠距離通学をする児童生徒に対しての通学支援を通して、すべての子どもが安心して教育を受けられる環境の整備を図ります。

⑨特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、情報提供や相談会の実施等の支援体制を構築するとともに、関係機関との連携や教員に対する研修の実施を通して、特別支援教育の充実を図ります。

⑩現代的・社会的課題に対応した学習等の充実

- ・ 「環境未来都市」、「SDGs未来都市」の一員として、資源の有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（ESD）を推進します。また、SDGsが掲げる様々な課題に関する問題解決的な学習を通して、子どもが自ら考え、実践する力を育みます。

⑪私学の振興

- ・ 少子化が進行する中、学校教育の振興を図るため、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立学校の運営等を支援します。

(2)次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備

子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられること

⑫質の高い学校教育環境の整備

- ・ 学校図書や学校司書の配置を通して、子どもたちが図書に親しむ機会の充実を図り、豊かな心や想像力、確かな知識を育みます。
- ・ 教育効果を高め、基礎的・基本的な学習理解を助けるための学習教材の充実を図ります。また、子どもたちが情報社会に対応できる情報活用能力を身に付けるとともに、「わかる授業」を実現し、確かな学力の定着を図るためのICT環境の整備を推進します。

⑬安心・安全な学校教育環境の整備

- ・ 学校施設については、耐震化はもとより、老朽化した施設の整備、改修の計画的な実施、さらには普通教室への空調設備の設置等を通して、全ての児童生徒等にとって安全で快適な教育環境を創出します。

(3)学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援

子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育むこと

⑭家庭における教育力の向上

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

⑮学校・家庭・地域との連携

- ・ 子どもかがやき教室等の実施による地域ぐるみの健全育成の推進やコミュニティ・スクールの指定の拡充を通して、学校・家庭・地域の人々が目標を共有し、協働で子どもを育むことに取り組みます。

(4)市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

刻々と変化する社会に対応していくために、必要な知識やスキルを、市民が生涯を通じて、身につけていくこと

市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われること

⑩高等教育の充実

- ・ 全国で唯一の公立の外国語専門学校である、富山外国語専門学校が有する人材と施設を有効活用し、一般市民の生涯学習の場として、外国語を学びたい人がその種類やそれぞれの程度に応じて講座を選んで学習できる環境の充実を図ります。
- ・ 富山ガラス造形研究所において、ガラスアートに関する専門的知識及び技術の教授により、ガラス造形制作者として、有能な人材を育成します。
- ・ 県内の高等教育機関との連携を進め、市民が大学等で学びやすいよう支援します。

⑪生涯学習活動の充実

- ・ 地域の特性を活かした公民館活動やふるさとづくり事業を通して、人と人の絆を大切にしたい心豊かな地域社会を形成するとともに、地域や郷土への理解の促進や市民一人ひとりが本市に対して愛着や誇りを抱くシビックプライドの醸成を図ります。
- ・ 人生100年時代を見据え、壮年期を迎えた市民に対し、学び直しの一環として、自己啓発の機会促進を図ります。

⑫生涯学習活動拠点の充実

- ・ 市民にとって最も身近な学びや文化活動及び交流の場である市立公民館を安全・快適に利用してもらうため、耐震化の促進や施設の整備・充実を図ります。
- ・ 図書館については、「知を深める図書館」をキーワードに、一層の機能強化を進めながら、市民が集い憩える文化情報拠点としての充実を図ります。また、ガラス美術館との連携を深めるとともに、図書館交流事業の充実を通して、市民の知的好奇心を満たす空間を創出します。
- ・ 博物館については、常設展に加え、特別展や企画展、普及活動の開催等を通して、郷土の歴史・民俗・美術・科学に対する市民の理解や関心を高め、文化や教養の向上を図ります。
- ・ 「ガラスの街とやま」の中核施設である富山市ガラス美術館から、ガラス芸術が持つ魅力と可能性を国内外に発信します。また、中心市街地に位置することから、文化芸術の拠点としてだけでなく、まちなかの魅力創出の役割も担います。

⑬文化遺産等の保全・活用

- ・ 国指定重要文化財等歴史的建造物の保存・活用等を図ります。

富山市教育大綱

発行 富山市

編集 富山市教育委員会 教育総務課

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2130 (直通)

FAX 076-443-2194

「第2期富山市教育振興基本計画」の概要

- 計画の位置付け
- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
 - (2) 富山市の教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中長期的な計画
 - (3) 市政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「富山市総合計画」の教育に関する分野別計画
 - (4) 富山市の教育の振興に関する総合的な施策の「基本方針」である「富山市教育大綱」と整合性・連動性を図る計画

教育基本法
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び採すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の計画を参考に、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めよう努めなければならない。

<p>計画をめぐる現状と動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の減少 ・学力や学習習慣をめぐる問題 ・規範意識や社会性の希薄化 ・いじめや不登校の問題 ・家庭や地域の教育力の低下 ・インターネット接続機器の普及 	<p>基本理念(教育目標)</p> <p>自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める 2 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しみ豊かな情操を養う 3 健やかでたくましい心と体を備える 	<p>計画の期間</p> <p>平成31年度から 平成35年度までの5年間</p>
--	--	---

基本的な方向	目標	施策
1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育が行われていること	<ol style="list-style-type: none"> (1) 確かな学力の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の着実な実施 ・市独自の学力調査の実施・分析による学力向上の推進 ・観察・実験活動の充実等による理科教育の推進 ・小・中学校での9年間の学びを一体のものとして、小・中学校の接続を意識した学力向上を目指す小・中学校の連携 ・情報化社会のさらなる進展に対応する情報モラル教育の推進 (2) 豊かな心の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの配置により学校と家庭、地域、関係機関と連携して取り組むいじめ・不登校対策 ・いじめの未然防止、早期発見、即時対応を組織的に行うことなどを通じたいじめを生まない学校づくり ・郷土の多様な自然・伝統・文化・歴史などのよさを学ぶ自然体験活動、社会体験活動の充実 ・人権教育及び道徳教育の推進 (3) 健やかな体の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・運動能力調査等の実施・結果分析・改善策の実施による体力向上の推進 ・生活習慣病の予防、食育の推進 (4) 社会で生きる実践力の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢や生き方を考える体験学習の機会としての「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業によるキャリア教育の推進 ・子どもが自ら入学したい中学校を選択できる学校選択制の実施による、中学校生活への自主的・自律的な構えの育成 (5) 教員の資質能力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の大量退職等を見据え、優れた資質・能力と強い使命感を兼ね備えた教職員を養成するための様々な教職員研修の充実 ・校務支援システムの効果的な活用や、スクールサポーターの配置による教員の負担軽減に向けた対策 (6) 幼児教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児一人ひとりの具体的な指導計画、家庭との十分な連携などを通じた幼児教育の充実 (7) 外国語教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもがネイティブな発音に触れる機会の充実を目指したALT(外国語指導助手)や国際交流推進員の配置などの人的支援 (8) 家庭環境の経済状況や地理的条件への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の統合等により遠距離通学をする児童生徒に向けた通学支援 ・就学に必要な費用の一部を援助し、家庭負担の軽減 (9) 特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談会や教員に対する研修、富山市特別支援連携協議会の設置による関係機関との連携を通じた特別支援教育の充実 ・一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためのスクールサポーターの配置などの人的支援 (10) 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ESD(持続可能な開発のための教育)の考え方を生かした学習活動の推進 ・SDGsが掲げる様々な課題に関する問題解決的な学習の推進 ・避難誘導訓練や日頃の学習を通じた防災教育の推進 (11) 私学の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立学校に対する運営支援
2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられていること	<ol style="list-style-type: none"> (12) 質の高い学校教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書計画的な整備・充実や学校司書の配置による学校図書館の充実 (13) 安心・安全な学校教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の耐震性確保の促進及び小・中学校の普通教室への空調整備 ・各学校、幼稚園の規模の利点を尊重しながら、児童生徒(園児)数の動向に適切に対応した学校(園)の適正配置 ・学校安全パトロール隊やスクールガードリーダーなどによる通学路の安全対策
3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育んでいること	<ol style="list-style-type: none"> (14) 家庭における教育力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期からの家庭教育を支援するための親子サークルの充実 ・親としてのあり方を学習する「親学講座」の普及・啓発 ・学校図書館の活用や家庭における読書の習慣付けなど子どもの読書活動の推進 (15) 学校・家庭・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・協働で学校及び地域の子どものためを育むため、コミュニティ・スクールの推進などによる開かれた学校づくり ・日常生活の基盤である家庭における食習慣確立への支援 ・心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むための子どもがやき教室の充実
4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	刻々と変化する社会に対応していくために、必要な知識やスキルを、市民が生涯を通じて、身に付けていけること 市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われていること	<ol style="list-style-type: none"> (16) 高等教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・富山外国語専門学校が有する人材と施設を活用し、外国語を学びたい人が種類や程度に応じて学習できる環境の充実 ・ガラス造形研究所の多様なカリキュラムによる、有能なガラス作家の育成 ・高等教育機関と連携し、市民が高等教育機関で学びやすいよう支援を実施 (17) 生涯学習活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな地域社会の形成を図るための地域の特色を生かした公民館活動やふるさとづくり活動の推進 ・市民の学び直しを促進するための、自己啓発の取り組みの支援 ・受講者のニーズにあった学習機会の提供による市民大学の充実 (18) 生涯学習活動拠点の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民にとって最も身近な生涯学習拠点である市立公民館の耐震性の促進及び整備・充実 ・生涯学習・読書・交流施設として、情報提供・地域の課題解決支援・各種行事の実施など図書館の充実 ・人文系博物館や科学博物館、ガラス美術館の展示及び普及活動の充実 (19) 文化遺産等の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・国指定重要文化財等歴史的建造物の保存・活用 ・市内の文化財調査や史跡整備の実施

富山市天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画(概要版)

I 現状分析及び課題の整理

平成9年に現在の位置に移転した天文台は、1 m望遠鏡を含む施設等の老朽化や、アクセス面等の立地条件に起因した来館者数の著しい減少により、現在地での活用は難しい状況にある。また、科学博物館のプラネタリウム設備も、多目的な利用に向かない形状や経年劣化があるとともに、より本物に近い星空を鑑賞できる新しい設備への更新が求められている。

II 天文学習環境整備の基本的な考え方

1 天体観察機能のまちなかでの再構築

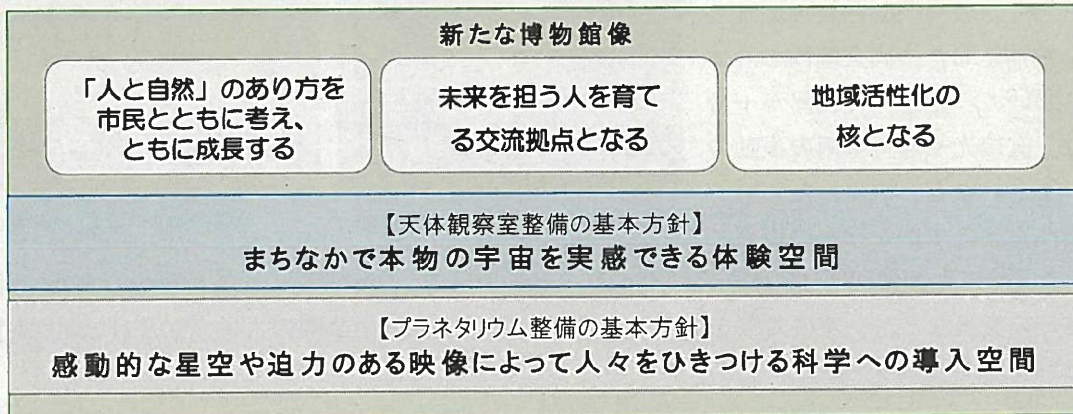
開館から20年を経過し、維持に大きなコストが必要な現在の天文台を閉鎖し、市民がいつでも気軽に訪れることができるまちなかに天体観察室を設置する。

2 プラネタリウム機能の充実

市民が星空や宇宙に親しみ学習する機会をこれまで以上に充実させるため、天体観察室の設置に併せてプラネタリウムを更新する。

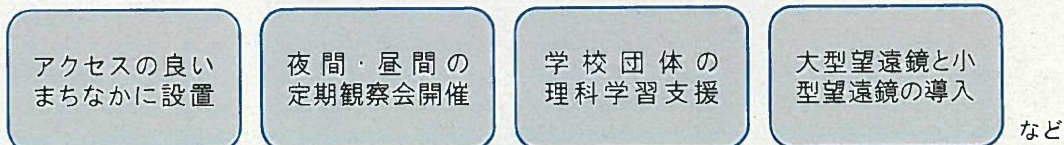
3 整備方針

まちづくりや観光などの視点も加え、科学博物館全体のあり方を見据えた「新たな博物館像」とともに、天体観察室、プラネタリウムの基本方針を設定する。

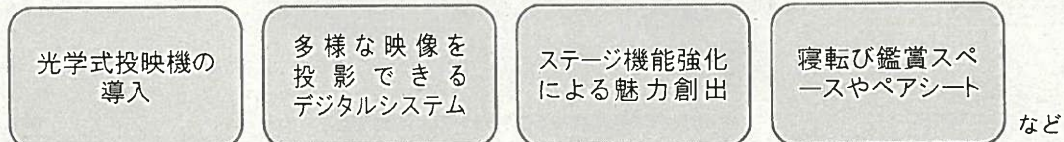


III 施設計画

1 天体観察室の整備



2 プラネタリウム更新



天体観察室

(1) 整備における具体的方針

- ① 周囲からの人工光の遮断にすぐれる建築形状（ドーム形状）
- ② 1学級（30～40人）を収容可能なサイズ（直径8～9mのドーム）
- ③ 人工衛星追尾や本格的な天体観察が可能な大型望遠鏡の設置（口径60cm程度、昼間も観察可能）
- ④ 大人数の観察会に対応するための小型望遠鏡の導入（口径10cm程度の屈折望遠鏡や口径30cm程度の反射望遠鏡など）
- ⑤ 太陽望遠鏡の導入（太陽の表面構造の観察）
- ⑥ 惑星撮影用カメラの設置（天体観察の記録とインターネット中継）
- ⑦ 科学博物館とのネットワーク整備
- ⑧ 冬季の積雪への対応（融雪ヒーター、全天カメラ、降雨センサー、風速計の設置）
- ⑨ 安全対策（調光室内灯とフットライト、ライブカメラの設置）
- ⑩ 空調設備（冷房と除湿機能の高い空調機の設置）
- ⑪ ユニバーサルデザインへの対応

(2) 設置位置

まちなかにあり、科学博物館との連携や、多くの利用者が期待できる場所として、城南公園内及び城址公園内を候補とした。両公園内の計4地点において、空を仰ぐ視界が十分に開け、直接光や通行車両の振動の影響が小さいなど、観察のための一定の条件を満たすかどうかの視点に加え、市民や観光客の利便性、にぎわいづくりなどの項目で、立地環境の比較評価を行った。樹木の伐採や外灯の交換など、一定の対策を施すことを条件として、城南公園のA地点、及び城址公園のBとC地点が候補地となりうる。



城南公園内（西中野町）の候補地



城址公園内（本丸）の候補地

(3) 整備イメージ



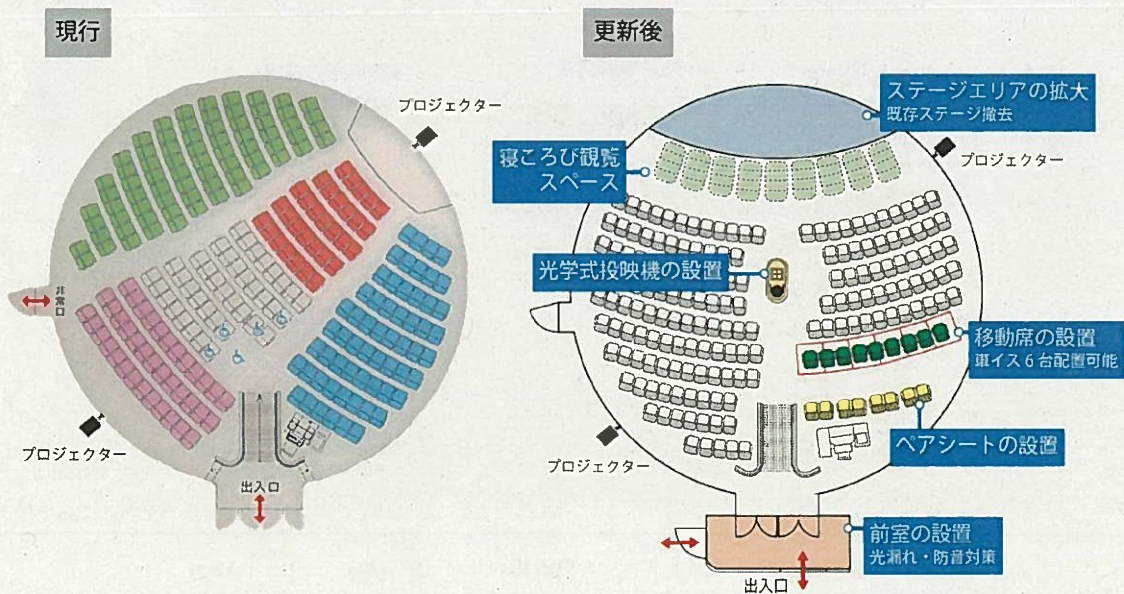
市民が気軽に訪れるまちなかの天体観察室

プラネタリウム

(1) 現行と更新後の設備比較

	現行	更新後
投影システム	デジタル式 星や映像をプロジェクター で投影	光学式(スターボール) 光源を使い、星をシャープに投映 デジタル式 映像をプロジェクターで投影
座席数	242 席 通常席 240 席 可動席 2 席	206 席 通常席 159 席 可動席 9 席 親子席 8 席(ペアシート、2人席×4台) フラットエリア 30 席(寝ころびシート利用時9席)
ステージ面積	約 10m ²	約 20m ² (コンサート等での活用性を高める)
ステージ照明設備	なし	あり(光漏れの少ない狭角配光タイプ)
ライブ映像の投影	可(前面に四角の画面のみ)	可(全天周投影やインターネット映像も可能)
前室	なし	あり(光漏れと防音対策)
プロジェクターの位置	客席正面と真後ろ	客席正面から 45 度ずれた位置 (日の出と日の入り演出に優れ光学式投映機の影が正面に来ない)

(2) 平面イメージ



IV 施設運用計画

1 運用方針

まちなかに天体観察室を設置することに伴い、科学博物館・プラネタリウムとの連携、効率的な管理運営の実現を目指す。また他施設との連携や市内各地への回遊を促す運用を図る。専門性をもった職員による運営を基本とし、学校団体への対応や学習効果、教育効果の高い運営を維持する。

2 開館形態

プラネタリウムを含めた科学博物館の利用時間や観覧料の変更は行わないことを前提とする。また新設する天体観察室は、設置場所に合わせた運用を行う。今後さらに詳細な検討を進める。

天体観察室	プラネタリウム
昼間の観察会：毎日	平日：4回投影
夜間の観察会：毎週金・土曜日	休日：6回投影
特別観察会：年間10日程度	

3 運営体制

プラネタリウムを含めた科学博物館の運営体制は基本的に現状通りとし、天体観察室については、設置場所の決定に応じて適切な人員配置を検討する。

V 事業推進計画

天体観察室設置及びプラネタリウム更新のスケジュールは以下のとおりである。

年度	プラネタリウム更新	天体観察室設置
2018	天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画 策定	
2019	先進事例調査	設置場所の選定 (地質調査)
2020	設備設計	建築設計
2021	施工	設備設計
2022~	リニューアルオープン	施工 オープン・運用開始